

東浦町耐震改修促進計画(案)

1 趣旨

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「東浦町総合計画」、「東浦町地域強靱化計画」「東浦町地域防災計画」を上位計画とし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため「東浦町耐震改修促進計画(案)」を作成し、広く皆様からの意見を募集します。

2 目的及び背景

阪神・淡路大震災以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取り組みが進められており、東浦町(以下、「本町」という。)では、東海・東南海の連動地震における被害想定等を踏まえ、2007(平成 19)年度に「東浦町耐震改修促進計画」(以下、「当初計画」という。)策定、2012(平成 24)年度に計画の見直しによる改定、2014(平成 26)年度に建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「法」という。)改正による一部改定、2020(令和2年)年度には、計画期間満了に伴う見直しによる改定を行い、住宅・建築物の耐震化や減災化の促進に取り組んできました。このように耐震化を進めている中、近年においても、能登半島地震(2024(令和6)年1 月)など、大規模な地震が発生しています。愛知県は、1946(昭和 21)年の昭和南海地震以降、幸いなことに大規模な地震による被害を受けておりませんが、東海・東南海・南海の 3 連動地震、いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっています。この南海トラフ地震活動の長期評価に関しては、国の地震調査委員会(2025(令和7)年9月)において、地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法では、今後 30 年以内にマグニチュード 8 以上が発生する確率は従来の「80%程度」から「60～90%程度以上」という確率値が算出され、また、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法からは「20～50%」という確率が算出されました。地震発生確率については、海溝型地震のうち、30 年以内の地震発生確率が 26%以上の場合は、ランク表記で最も高い「Ⅲランク」と位置付けられることが確認されました。このことから、本町において住宅・建築物の耐震化は、喫緊の課題となっております。

また、これまでの経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要し、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性があります。建築物倒壊により長期間、住居や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことになるため、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

さらに、2018(平成 30)年に発生した大阪府北部地震では、建築基準法の基準を満たしていないブロック塀の倒壊により尊い命が犠牲になっています。今後も愛知県と連携して、危険なブロック塀対策を推進してまいります。

これらを踏まえ、計画期間の中間期(2025(令和7)年度)になり、進捗状況の確認を行うとともに計画内容を検証し改定を行います。